

都道府県名	市区町村名	自治体コード	No	交付対象事業 の名称	経済対策との関係	推奨事業メニュー	総事業費 (千円)	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期	成果目標	実施状況の公表
滋賀県	野洲市	252107	2	低所得者世帯支 援給付金給付事 業	Ⅰ. 物価高から国民生活を守 る	—	542,963	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5、R6の累計給付金額 令和5年度均等割のみ課税世帯 1700世帯×100千円、令和6年度非課税化世帯600世帯×100千円、令和6年度均等割のみ課税化世帯 200世帯×100千円、子ども加算 920人×50千円、定額減税を補足する給付の対象者 10000人(440000千円)のうちR6計画分 事務費 16963千円 事務費の内容 【需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 使用料及び賃借料 として支出】 ④低所得世帯等の給付対象世帯数(2500世帯)、定額減税を補足する給付の対象者数(10000人)	R6.7	R6.12	対象世帯に対して令和6年5月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌等
滋賀県	野洲市	252107	7	食材の物価高騰 分に相当する学 校給食費の保護 者負担軽減事業	Ⅰ. 物価高から国民生活を守 る	②エネルギー・食料品価格等 の物価高騰に伴う子育て世帯 支援	26,717	①物価高騰等の影響により、給食食料費が高騰したことを受け、給食費増額分を市が負担し、子育て世帯への支援を図る。 ②食材の物価高騰により不足する給材料費 ③給食負担金値上げ分 【通年分(夏期休暇分を除く)】 公立小学校2,787人×400円×11か月=12,262,800円(ア) 公立中学校1,411人×400円×11か月=9,312,800円(イ) 公立幼稚園4・5歳児 354人×400円×10か月=1,416,000円(ウ) 3歳児 125人×400円×8か月=400,000円(エ) 公立こども園 保育園、幼稚園4,5歳児 431人×400円×11か月=1,896,400円(オ) 公立保育園(自園給食分) 増額後負担金・・・A (83,400円×11か月+8214円×(34日+15日))×55人=2,633,730円 保護者負担・・・B (83,000円×11か月+(8189円×(34日+15日))×55人=2,324,355円 A-B=309,375円(カ) 幼稚園3歳児 40人×400円×9か月=144,000円(キ) 公立幼稚園・こども園預かり保育分 22,766食×25円=569,150円(ク) 【夏期休暇分(幼稚園)】 <1学期>7/1~16:513人×400円=205,200円 <預かり保育>7/17~31:11日間×280人×25円=77,000円 <預かり保育>8/1~31:18日間×280人×25円=126,000円 205,200円+77,000円+126,000円=408,000円(ク) (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ク)=26,717千円 ※野洲市立小学校、中学校、幼稚園、こども園に通う児童生徒、園児がいる子育て世帯 ※当該事業には、教職員等の経費は含まない。	R6.4	R7.3	転出を除く全対象世帯 保護者の給食負担金値上げ額を0円に抑える。(1年間(夏期休暇期間を除く)、保護者の給食負担金を額を値上げ前の金額に据え置く)	事業完了後、市HPにて実績報告
滋賀県	野洲市	252107	8	障害福祉施設等 原油価格高騰対 策支援金支給事 業	Ⅰ. 物価高から国民生活を守 る	⑤医療・介護・保育施設、学 校施設、公衆浴場等に対する 物価高騰対策支援	2,125	①原油価格の高騰により事業運営に影響を受けている市内の障害福祉施設等に対して、車両保有台数に応じた支援金を支給することで経営を安定化させ、福祉サービスを安定的かつ継続的に提供できる環境を整える。 ②車両の燃料費支援金:車両1台につき8,500円 ③対象台数:250台×@8,500円=2,125,000円 ④障害福祉サービス事業所を運営する法人のうち、滋賀県知事の指定を受けた事業所を市内に有する者(想定43法人)	R6.8	R7.3	想定助成対象台数250台 対象台数の8割以上(200台)の助成	・助成対象者へメールで通知 ・市ホームページにて実施事業の案内
滋賀県	野洲市	252107	9	障害福祉施設等 物価高騰対策支 援金支給事業	Ⅰ. 物価高から国民生活を守 る	⑤医療・介護・保育施設、学 校施設、公衆浴場等に対する 物価高騰対策支援	4,325	①物価高騰の影響を受ける市内の障害福祉施設等に対して、光熱水費及び家具・家事用品の物価高騰に対する支援策として、施設定員数に応じた支援金を支給することで、福祉サービスの質を維持し、利用者が安心して入所・通所できる環境を整える。 ②光熱水費及び施設備品等における物価高騰支援・・・入所施設:定員1人につき9,000円、通所施設:定員1人につき4,000円 ③助成費 ・入所対象定員:225人×@9,000円=2,025,000円 ・通所対象定員:575人×@4,000円=2,300,000円 計4,325,000円 ④障害福祉サービス事業所を運営する法人のうち、滋賀県知事の指定を受けた事業所を市内に有する者(想定43法人)	R6.8	R7.3	想定助成対象者43法人 対象者の9割以上(38事業所)への助成	・助成対象者へメールで通知 ・市ホームページにて実施事業の案内

R6第1回実施計画(野洲市)

都道府県名	市区町村名	自治体コード	No	交付対象事業 の名称	経済対策との関係	推奨事業メニュー	総事業費 (千円)	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期	成果目標	実施状況の公表
滋賀県	野洲市	252107	10	保育所等食料品 価格高騰対策支 援事業	I. る	②エネルギー・食料品価格等 の物価高騰に伴う子育て世帯 支援	7,612	① 物価高騰による食料料費の価格上昇について、価格上昇見込み分を民間園に補助することにより、ひいては民間保育所等に通う児童の保護者への負担軽減を図る。 ② 物価高騰による食料料費の価格上昇分を補助 ③ 1人あたりの年間上昇額＝県補助基準単価 (a) 基本分(保育所等) 1,062円 × 565人 = 600,030円 (b) 前食費免除対象者分 762円 × 45人 = 34,290円 ((a) + (b)) × 12か月 = 7,611,840円 【財源内訳：県1/2=3,805,920円、市1/2=3,805,920円(臨時交付金充 当)】 ④ 市内民間保育所に通う児童の保護者	R6.7	R7.3	物価高騰による食料料費の負担軽減 目標：給食費の保護者負担額の現状 維持。(※値上げ分0円)	【事前周知方法】 ・交付対象者へ書面で通知 ・実施事業を野洲市HPに掲載 【事業完了後】 事業完了後、市HPにて実績報告
滋賀県	野洲市	252107	11	介護施設等原油 価格高騰対策支 援金支給事業	I. る	⑤医療・介護・保育施設、学 校施設、公衆浴場等に対する 物価高騰対策支援	1,916	①原油価格の高騰により事業運営に影響を受けている市内の介護施設等に対し て、車両保有台数に応じた支援金を支給することで経営を安定化させ、福祉 サービスを安定的かつ継続的に提供できる環境を整えることを目的とする。 ②車両の燃料費支援金・・・車両1台につき8,500円 通信運搬費(郵便代) ③車両：225台(※市内75介護施設の車両保有台数の見込) × (8,500) = 1,912,500円 決定通知郵便代：894 × 30法人 = 2,820円 合計計：1,915,320円 ④市内 75介護施設	R6.8	R7.3	想定助成対象者 75事業所 想定対象者の8割以上(60事業所) の交付を目指す。	対象の介護事業者にメールにて周 知。 実施事業を野洲市ホームページに掲 載。
滋賀県	野洲市	252107	12	介護施設等物価 高騰対策支援金 支給事業	I. る	⑤医療・介護・保育施設、学 校施設、公衆浴場等に対する 物価高騰対策支援	6,885	①物価高騰の影響を受ける市内の介護施設等に対して、光熱水費及び家具・家 事用品の物価高騰に対する支援策として、施設定員数に応じた支援金を支給す ること、福祉サービスの質を維持し、利用者が安心して入所・通所できる環 境を整える。 ②光熱水費及び施設備品等における物価高騰支援・・・入所系施設：定員1 人につき9,000円、通所系施設：定員1人につき4,000円 通信運搬費(郵便代) ③入所定員：556人 × 9,000円 = 5,004,000円 通所定員：470人 × 4,000円 = 1,880,000円 計：6,884,000円 決定通知郵便代：894 × 10法人 = 940円 合計計：6,884,940円 ④市内 40介護施設	R6.8	R7.3	想定助成対象者 40事業所 想定対象者の8割以上(32事業所) の交付を目指す。	対象の介護事業者にメールにて周 知。 実施事業を野洲市ホームページに掲 載。
滋賀県	野洲市	252107	13	野洲市省エネ家 電買換支援臨時 経済対策補助金	I. る	④省エネ家電等への買い換え 促進による生活者支援	9,031	①省エネ家電の買い換え購入者に対し、その購入に要した費用の一部について 予算の範囲内において補助金を交付することにより、省エネ家電の買い換えを 促進し、エネルギー価格の高騰等による市民生活の負担軽減を図る。 ②省エネ家電買換補助(購入価格の1/2、上限30千円) ③【補助金】 9,000,000円(30千円 × 300件) 【事務費】 通信運搬費 30,400円(884 × 100通、@110 × 200通) 総事業費 9,030,400円 ④市民 ・令和6年7月1日から令和7年2月28日までの間に新品の省エネ家電(省エネ基 準達成率100%以上のエアコン又は冷蔵庫)を買い換えのために購入し、自らが 居住する市内の住宅に設置した者であること。 ・市税の滞納がないこと。	R6.7	R7.2	想定補助対象者300件の7割(210 件)以上の支援。	【事前周知方法】 HP、広報、SNS 【事業完了後】 事業完了後、市HPにて実績を報告。